

平成 30 年 6 月 7 日

お 客 さ ま 各 位

九州電力株式会社

## 再生可能エネルギー発電設備の低圧連系に係る工事費負担金単価制の対象拡大について

拝啓 時下ますますご清栄こととお喜び申し上げます。平素は当社事業に対し格別のご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、再生可能エネルギー発電設備の連系に係る工事費負担金につきましては、工事費負担金の予見性向上とご請求の迅速化を目的として、平成 29 年 12 月 20 日（水）以降、低圧連系の再生可能エネルギー電源に対する工事費負担金算定に単価制を導入いたしております。

この度、単価制導入による効果を拡大するため、「高圧線以下」および「建柱工事」の工事区分についても、単価制を適用させていただきことといたしましたので、お知らせいたします。

何卒、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

### 1 単価制拡大の対象となる工事区分

「高圧線以下」および「建柱工事」

### 2 実施日

平成 30 年 7 月 2 日（月）以降に接続契約をお申込みいただく案件より、工事費負担金の単価制を適用いたします。

### 【参考】単価制の概要

#### (1) 発電出力が 10kW 以上の場合

- 連系に伴う工事が発生する場合は、工事区分に応じ、別表に定める単価を基に算定した工事費負担金を申し受けます。
  - ※ ただし、発電出力が需給契約の契約電力以下となる場合は申し受けません。
  - ※ 地中化区域の場合等は、従来どおり、個別積算に基づく算定方法により工事費負担金を算定いたします。
- 受電用計量器工事費は、別途申し受けます。
  - ※ ただし、受電用計量器がスマートメーターとなる場合、かつ供給用計量器と兼用の場合、かつ発電出力を起因とするスマートメーターのサイズアップが発生しない場合は申し受けません。

#### (2) 発電出力が 10kW 未満の場合

- 以下の場合を除き、連系に係る工事費負担金は申し受けないことといたします。
  - ① 需要場所の特別措置を適用して発電設備を設置される場合
  - ② 負荷設備が発電に必要な設備しか存在しない場合
  - ※ 上記、①または②に該当する場合は、発電出力が 10kW 以上の場合と同様に取扱います。
- 受電用計量器工事費は、別途申し受けます。
  - ※ ただし、受電用計量器がスマートメーターとなる場合、かつ供給用計量器と兼用の場合、かつ発電出力を起因とするスマートメーターのサイズアップが発生しない場合は申し受けません。

以 上